

特約火災保険

住宅金融支援機構特約火災保険
沖縄振興開発金融公庫特約火災保険
勤労者財産形成融資住宅特約火災保険



損害保険ジャパン株式会社は、
住宅金融支援機構特約火災保険、沖縄振興開発金融公庫特約火災保険、
勤労者財産形成融資住宅特約火災保険の幹事保険会社です。

特約火災保険は、複数の損害保険会社が機構等との特約に基づいて引受けをする共同保険であり、損保ジャパンが幹事保険会社として一切の保険事務を行っています。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。

特約火災保険は、住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、勤労者退職金共済機構（以下、「機構等」）、いずれかの融資をご利用された方のみご利用いただける火災保険です。

特約火災保険の保険金請求権には質権が設定されており、損害を受けられた場合は、質権に基づいて融資の返

済に優先的に充当される場合があります。

機構等の融資のご返済を完了された場合、またはいずれかの融資に基づく第1順位の質権が抹消された場合は、満期日をもって保険契約は終了となります。（特約火災保険は継続できません。）

保険の対象となるもの

保険の対象となるのは建物のみです。

建物 補償されます。



家財 補償されません。



！ ご注意

家財は特約火災保険・特約地震保険の対象となりません。家財・什器、商品等の損害については、保険金のお支払いの対象とはなりません。他の火災保険等をご利用ください。

保険金をお支払いする場合

損害保険金

保険の対象に生じた以下の損害に対して、損害保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払い保険金の計算		
 <p>①火災 ②落雷 ③破裂・爆発</p>	$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額 (契約金額)}}{\text{保険価額 (時価)} \times 70\%}$ <p>(お支払い金額は損害額または保険金額 (契約金額)のいずれか低い額が限度)</p> <p>(注) 損害額は時価額を基準に定めます。ただし、個人用新価保険特約、新価保険特約をセットした場合は、損害額は再調達価額を基準に定めます。価額協定保険特約、付保割合条件付実損払特約をセットしてご契約いただいたお客さまは別の計算方法になります。</p>		
 <p>④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など</p>			
 <p>⑤漏水などによる水濡れ損害 ※給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による損害が対象となります。給排水設備自体に生じた損害や他人の戸室への損害賠償は対象となりません。</p>			
 <p>⑥騒擾・集団行動等に伴う暴力行為</p>			
 <p>⑦風災・雹災・雪災による20万円以上の損害 ※20万円未満の損害は対象となりません。</p>			
 <p>⑧盗難によって建物に生じた盗取・損傷・汚損</p>	<p>1事故1敷地内 合計300万円限度</p>		
<p>⑨水災*1による損害</p> <p>(ア) 損害の程度が建物の保険価額の30%以上の場合</p>			<p>保険金額(契約金額) × 15% (1事故1敷地内300万円限度)</p>
<p>(イ) 床上浸水*2による損害で損害の程度が建物の保険価額の15%以上30%未満の場合</p> <p>(ウ) 床上浸水*2による損害で損害の程度が建物の保険価額の15%未満の場合</p>			<p>保険金額(契約金額) × 5% (1事故1敷地内100万円限度)</p>
 <p>*1 「水災」とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が上記(ア)、(イ)または(ウ)に該当する場合に対象となります。</p>	<p>*2 「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。また住居以外の用途に使用される部分を含む建物については、床上浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。</p>		



破損・汚損損害等補償特約をセットした場合

⑩不測かつ突発的な事故による損害

※破損・汚損損害等補償特約は、お客さまのご希望によりセットできます。(割増保険料が必要です。)ただし、契約の途中でセットする場合、ご契約内容によってはセットできない場合があります。

費用保険金

損害保険金以外にも、様々な費用をお支払いします。

臨時費用保険金	①から⑧まで、または⑨(ア)の損害保険金が支払われる場合に、臨時の出費にあてていただく費用としてお支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	①から⑧までの損害保険金が支払われる場合に損害を受けた保険の対象の残存物を取り片づける際に、必要な費用で実際にかかった費用をお支払いします。
失火見舞費用保険金	保険の対象建物から発生した火災、破裂・爆発の事故により、第三者の所有物に損害を与えた場合に要する見舞金等の費用に対してお支払いします。
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で建物が半焼以上の損害を受けた場合は、保険金額の5%をお支払いします。
修理付帯費用保険金 (併用住宅のみ)	①から③までにより損害を受けた結果、住居以外の部分の復旧にあたり幹事保険会社(損保ジャパン)の承認を得て支出した必要かつ有益な費用(代替物の賃借費用など)に対してお支払いします。
水道管修理費用保険金	保険の対象建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理する場合の費用をお支払いします。(ただし、パッキングのみに生じた損壊は含みません。)
特別費用保険金	損害保険金の支払額が保険金額の100%に相当する額となった場合は、それによって生じる特別な費用に対してお支払いします。
損害防止費用	①から③までによる損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、その損害防止費用の実費をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

⚠️ ご注意 以下の事項は、保険金をお支払いできない主な場合です。必ずご確認ください。

以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- | | |
|--|------------------------------|
| (1) 保険契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)またはそれら以外の保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 | (3) 火災等の事故の際の紛失・盗難 |
| (2) 保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)の所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触 | (4) 戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動※ |
| | (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 |
| | (6) 核燃料物質に起因する事故 |
- など

※ 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

インターネットでのお手続き・ご確認・お問い合わせ

- 電話番号登録・変更
- 地震保険の試算・加入申し込み
- 補償内容などのパンフレット確認
- 契約内容確認
- WEB証券(ご契約カード等)発行
- インターネットでのお問い合わせ

上記●の内容はインターネットで受付ができます。

24時間365日受付

<http://web.sompo-japan.jp/s/>

特約火災保険総合メニュー

検索



QRコード▶

地震保険も忘れずにご検討ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
「そんぽADRセンター」

ナビダイヤル
〈通話料有料〉

0570-022808

※おかけ間違いに、ご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。▶ <https://www.sonpo.or.jp/>

ご契約後の契約内容の変更などの通知

ご契約後に下記変更などが発生した場合は、必ず、ご連絡をお願いします。ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、変更内容によっては、ご契約を継続できない場合があります。

ご連絡が必要な変更

- 1 建物の構造・用途の変更
- 2 住居部分がなくなった
- 3 建物の建築年月(地震保険の建築年割引を適用された場合)
- 4 建物の職作業・作業規模の変更
- 5 割増引の変更
- 6 保険の対象の譲渡

保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約

は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。

7 ご契約者の住所・通知先変更

ご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡をいただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、遅滞なくご連絡ください。

8 上記以外の変更

上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

お客さまの融資種類やご返済状況により、ご連絡先窓口が異なります。

ご連絡先窓口のご案内

融資の種類はどちらですか

住宅金融支援機構 もしくは 沖縄振興開発金融公庫

勤労者退職金共済機構

融資ご返済状況はどちらですか

ご返済中の方

ご返済完了の方

変更内容はどちらに当てはまりますか

変更内容はどちらに当てはまりますか

⑦に該当する

⑦以外に該当する

⑦に該当する

⑦以外に該当する

融資を受けられた金融機関に連絡ください。
(下記の【電話によるご連絡窓口】では受付できません。)

下記の【電話によるご連絡窓口】までご連絡ください。

下記ウェブサイトでお手続きください。

24時間365日受付

特約火災保険総合メニュー

検索



<http://web.sompo-japan.jp/s/>

電話の場合は、下記の【電話によるご連絡窓口】までご連絡ください。

下記の【電話によるご連絡窓口】までご連絡ください。

【電話によるご連絡窓口】

住宅金融支援機構融資住宅等特約火災保険のお客さま

0120-372-215

●おかけ間違いにご注意ください。

沖縄振興開発金融公庫融資住宅等特約火災保険のお客さま

0120-100-838

【受付時間】 平日 午前9時～午後5時

勤労者財産形成融資住宅特約保険のお客さま

0120-313-433

(土・日・祝日、12月31日～1月3日は休業)

事故が起こった際のご連絡先

○インターネットでのご連絡



<https://www.sompo-japan.co.jp/>

【住宅の修理に関するトラブルにご注意】

自然災害による住宅被害の修理に関し、「保険が使える」と言って勧誘する業者との間でトラブルが増加しています。業者との修理契約締結には、十分ご注意ください。

○LINEでのご連絡

LINEで事故・トラブルのご連絡から保険金請求手続きまでカンタン、便利に!



○事故サポートセンター

0120-727-110 ※おかけ間違いにご注意ください

受付時間: 24時間365日

特約火災保険 幹事保険会社

●このパンフレットは「特約火災保険」の概要を説明したものです。

詳しい内容につきましては、幹事保険会社(損保ジャパン)

公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/info/tokuyakukasai/>)をご参照ください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

〈連絡先〉<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SJNK19-50495(2020/2/3)(20070282) [503388]-0301